

# 特定公益増進法人の認定について

## 1 経 過

地域国際化協会に対する寄付金に係る課税の特例措置が盛り込まれた「法人税法施行令の一部を改正する政令」と「所得税法施行令の一部を改正する政令」が平成4年4月1日から施行された。

## 2 課税特例措置の内容

特定公益増進法人として認定された団体に対して寄付をした場合、寄付したものは、法人税法における損金算入及び所得税法における寄付金控除が認められる。

## 3 特定公益増進法人とは

都道府県又は政令指定都市の区域における地域住民の国際交流に資するため、海外の政治、経済、文化その他の事情の理解の増進を図る業務及び国際交流のための施設の管理運営に関する業務を行うことを主たる目的とする法人で当該区域における国際交流に中心的な役割を果たしているもの

(認定に際しては、個別具体的な事業が総合的に審査される。)

## 4 対象法人

各都道府県・政令指定都市毎に1を限りに設立される地域の中核的な民間交流組織であり、そのことが国際交流推進大綱に明確に位置付けられているもののうち、民法第34条（公益法人の設立）の規定により設立された法人

## 5 認定及び有効期間

財務大臣との協議を経て、主務大臣が認定  
有効期間は2年間

## 6 現在の認定状況

平成 4年度：新規 9団体  
平成 6年度：新規18団体、更新 9団体  
平成 8年度：新規 4団体、更新15団体  
平成 9年度：新規 3団体、更新11団体  
平成10年度：更新15団体  
平成11年度：更新12団体  
平成12年度：新規 2団体、更新15団体  
平成13年度：新規 1団体、更新10団体  
平成14年度：更新15団体  
平成15年度：新規 1団体、更新 11団体  
平成16年度：更新 12団体  
平成17年度：更新 7団体

## 特定公益増進法人認定協会一覧

平成 18 年 4 月 1 日現在

ブロック		協会名	認定年月日
北海道・東北	1	(財)福島県国際交流協会	平成 16 年 10 月 12 日
関 東	2	(財)茨城県国際交流協会	平成 16 年 4 月 15 日
	3	(財)埼玉県国際交流協会	平成 16 年 4 月 4 日
	4	(財)神奈川県国際交流協会	平成 17 年 6 月 3 日
	5	(財)栃木県国際交流協会	平成 17 年 2 月 16 日
	6	(財)横浜市国際交流協会	平成 17 年 11 月 30 日
	北陸・中部	7	(財)とやま国際センター
8		(財)名古屋国際センター	平成 16 年 9 月 11 日
9		(財)愛知県国際交流協会	平成 17 年 2 月 24 日
近 畿	10	(財)滋賀県国際協会	平成 17 年 3 月 29 日
	11	(財)大阪府国際交流財団	平成 16 年 11 月 18 日
	12	(財)京都府国際センター	平成 16 年 5 月 2 日
	13	(財)兵庫県国際交流協会	平成 17 年 3 月 16 日
	14	(財)大阪国際交流センター	平成 18 年 3 月 8 日
中国・四国	15	(財)ひろしま国際センター	平成 18 年 3 月 2 日
	16	(財)しまね国際センター	平成 16 年 11 月 22 日
	17	(財)山口県国際交流協会	平成 17 年 6 月 30 日
九 州	18	(財)福岡県国際交流センター	平成 17 年 4 月 30 日
	19	(財)福岡国際交流協会	平成 16 年 11 月 24 日